

- (ウ) 調査方法 学校を通して、全児童生徒に質問用紙、回答用紙、保護者向け説明資料を配付し、回答用紙を直接、教育指導課宛郵送又は教頭に手渡しする。教頭は開封せずに、教育指導課宛送付する。

(5) 回答数

ア 教職員向け調査

校種	教職員からの申し出
小学校	4
中学校	2
特別支援学校	0
合計	6

イ 児童生徒及び保護者向けアンケート調査

校種	回答数(通)	回収率(%)	体罰について記載があったもの	体罰について記載がなかったもの
小学校	2,428	10.7	704	1,724
中学校	641	6.2	236	405
特別支援学校	11	11.0	4	7
合計	3,080	9.2	944	2,136

(6) 回答の内容

- ア 体罰について記載のあったものの中から、イに該当するものを除いて、学校長に調査を依頼

校種	体罰について記載があったもの(通) A	保護者の意見のみ記載があったもの(通) B	体罰を「受けた」「見た」と回答したもの(件) A-B	調査を依頼した件数(件)	調査した教職員数(人)
小学校	704	613	91	76	53
中学校	236	169	67	68	30
特別支援学校	4	4	0	0	0
合計	944	786	158	144	83

- ※ 神奈川県教育委員会への報告には含めないが、体罰と認められた場合は、平成24年度以前のものについても調査を依頼した。
- ※ 「机を蹴る」等の不適切な指導や、「死ね」「殺す」という言葉の暴力については調査を依頼した。

イ 調査の依頼から除外したもの

(ア) 文部科学省の「体罰について」に基づいて、体罰とは判断されないもの
(具体例)：注意を聞き入れない児童生徒を指導のため、他の場所に移動させようとし、本人が動かなかつた場合に引きずる。

：教職員の言葉の暴力

(イ) 事実が特定できないもの

(具体例)：学年、体罰が行われた場面、教職員名等が記載されておらず、特定できない

(ウ) 危険を回避するための力の行使であると判断されたもの

(具体例)：生徒が教員に対して、手足を出す中で、教員の足が当たった。

：発達障がいを持つ児童が、母親が帰ってしまい、パニックになり、頭を壁にぶつける自傷行為をしたため、無理に壁から引き離した。

(エ) 既に神奈川県教育委員会が処分している案件

2 調査結果について

(1) 神奈川県教育委員会に報告

ア 継続的に行っていたもの

イ 行為の程度が甚だしく、児童生徒への影響が大きいもの

ア、イに該当した事案

小学校 3件

中学校 3件

(具体例) 小学校：教科の指導や児童指導の中でたたく等

中学校：運動部活動の指導中に蹴る、ボールをぶつける等

生徒指導中にたたく、蹴る等

(2) その他

ア 市教育委員会が独自に指導する指導

(1) のア、イに該当しないが、言葉の暴力、机・椅子を蹴る等不適切な指導・行き過ぎた指導と認められたもの

小学校 2件

中学校 5件

イ 校長による継続的な指導

今回の調査では体罰と判断しないものの、今後、体罰に発展する可能性があるもの

小学校 2件

中学校 8件

3 調査から見えてきたこと

(1) 小学校

- ア 体罰を「受けた」(34件)より「見た」(74件)が圧倒的に多い。状況を客観的に判断できないことも考えられるが、年少の児童にとっては、「つかむ」「立って叱る」等を体罰と見ている傾向が見られた。
- イ ベテランの教員がスキンシップのつもりで軽くたたく等の行為がある。時代の変化によって、誤解を招くような行為がある。
- ウ 若い教員には、注意をしても聞かない児童に対して、「つかんで座らせる」「強く引っ張る」などの行為があった。落ち着きのない児童の指導に行き詰まっていることが窺われる。
- エ 体罰とはいえないが、「大声で叱る」「机・椅子を蹴る」など、児童に恐怖心を与えるような不適切な指導が報告されている。
- オ 言葉の暴力に関する回答があった。

(2) 中学校

- ア 運動部活動における、いわゆる、「気合を入れる」ための行為や言葉の暴力に関する回答があった。
- イ 授業や生徒指導の場面でも言葉の暴力に関する回答があった。
- ウ 担任・教科担任によるものでは、指導している生徒の態度が悪いという理由によるものが多かった。

4 体罰の根絶に向けての市教育委員会としての方針

(1) 市教育委員会と学校との連携を密にし、子どもたち一人ひとりを大切にする教育を進め、体罰の未然防止の取り組みを図る

- ア 教職員の経験年数により、児童生徒の指導について、異なる課題があり、校内研究等を通してお互いの指導方法を学ぶ研究の場を作る。
(拡充)
- イ 体罰によらない指導方法についての研修や、対応の難しい児童生徒に対して、児童生徒理解を基本とした指導について、外部講師等を招いて研修を行う。
(拡充)
- ウ 教職員向けに体罰及び言葉の暴力の根絶に向けた啓発リーフレットを作成・配付し、校内研修の場で生かすよう指導する。(新規)

(2) 中学校運動部活動における指導を見直し、生徒が主体的に取り組む部活動の推進を図る

- ア 中学校体育連盟と連携し、部活動における指導のあり方について話し合いの場を設け、指導法についての改善を図る。(新規)
- イ 中学校体育連盟専門部会に指導主事が参加し、体罰禁止の徹底と力に拠らない指導のあり方に関する講話を行う。(新規)

※ どのような行為を「体罰」とするかについては、文部科学省から次のように示されています。

体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとするのは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和56年4月1日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和60年2月22日浦和地裁判決）などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
 - 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。